

# 安 全 報 告 書

## (自動車運送事業)

令和6年度の結果と令和7年度の計画

運輸安全マネジメントに関する取組状況について



令和7年7月8日  
京都市交通局





## 目次

1	安全報告書の公表にあたって	1
2	輸送の安全に関する基本的な方針	2
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	3
4	令和6年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況	4
	◆事故の発生状況等	
①	有責事故発生状況の推移	5
②	内容別有責事故件数の推移	6
③	自動車との接触事故の推移	7
④	二輪車との接触事故の推移	8
⑤	車内事故発生状況の推移	9
⑥	直営・委託先営業所別の有責事故発生状況	10
5	輸送の安全のために講じた措置	11
6	輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	26
7	令和7年度の輸送の安全に関する計画	27
8	輸送の安全のために講じようとする措置	29
9	輸送の安全のための予算	41
10	事故、災害等に関する報告連絡体制	42
11	安全管理規程	44

# 1 安全報告書の公表にあたって

日頃は、京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、自動車運送事業における運輸安全マネジメント制度に基づき、市バスの安全運行に関する令和6年度の実績結果と、令和7年度の計画を取りまとめました。

令和6年度の実績結果につきましては、目標に掲げた「重大事故0件」、「10万km当たりの有責事故件数0.155件を下回る」については目標を達成できました。しかし、令和6年8月及び令和7年2月に乗客の閉じ込め事案を発生させてしまい、「車内留置事案ゼロ」という目標を達成することができませんでした。

昨年度から継続して車内留置防止に取り組んできたにもかかわらず、いまだ全運転士に車内点検の必要性を浸透させることができていなかったことを重く受け止め、こうした事案を撲滅させるべく、再発防止に取り組んでいます。

市バスを取り巻く状況において、現在、お客様数はコロナ禍前の水準近くまで回復しつつありますが、それだけ多くのお客様にご利用いただいているからこそ、より一層の安全対策が必要となります。

また、喫緊の課題である担い手確保に向け、令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出し、積極的に採用活動を進めているところであり、新たに採用した運転士に対し安全第一の意識付けを徹底するとともに、近年の交通事情や事故の状況も踏まえた全運転士への継続的な安全教育に取り組んでまいります。

一部路線や時間帯における市バスの混雑対策や担い手不足など様々な課題がありますが、輸送の安全確保が交通事業者の最大の責務であるとの認識のもと、引き続き、事故の削減に向けた取組を積み重ね、市民の足として安全安心なサービスを提供できるよう、全職員一丸となって全力で運輸安全マネジメントの取組を推進してまいります。

京都市公営企業管理者  
交通局長 北村 信幸



## 2 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしていきます。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員（以下「職員」という。）に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底してまいります。

交通局は、

- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。  
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。
- 自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努めます。
- 管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

### 6つの安全重点施策

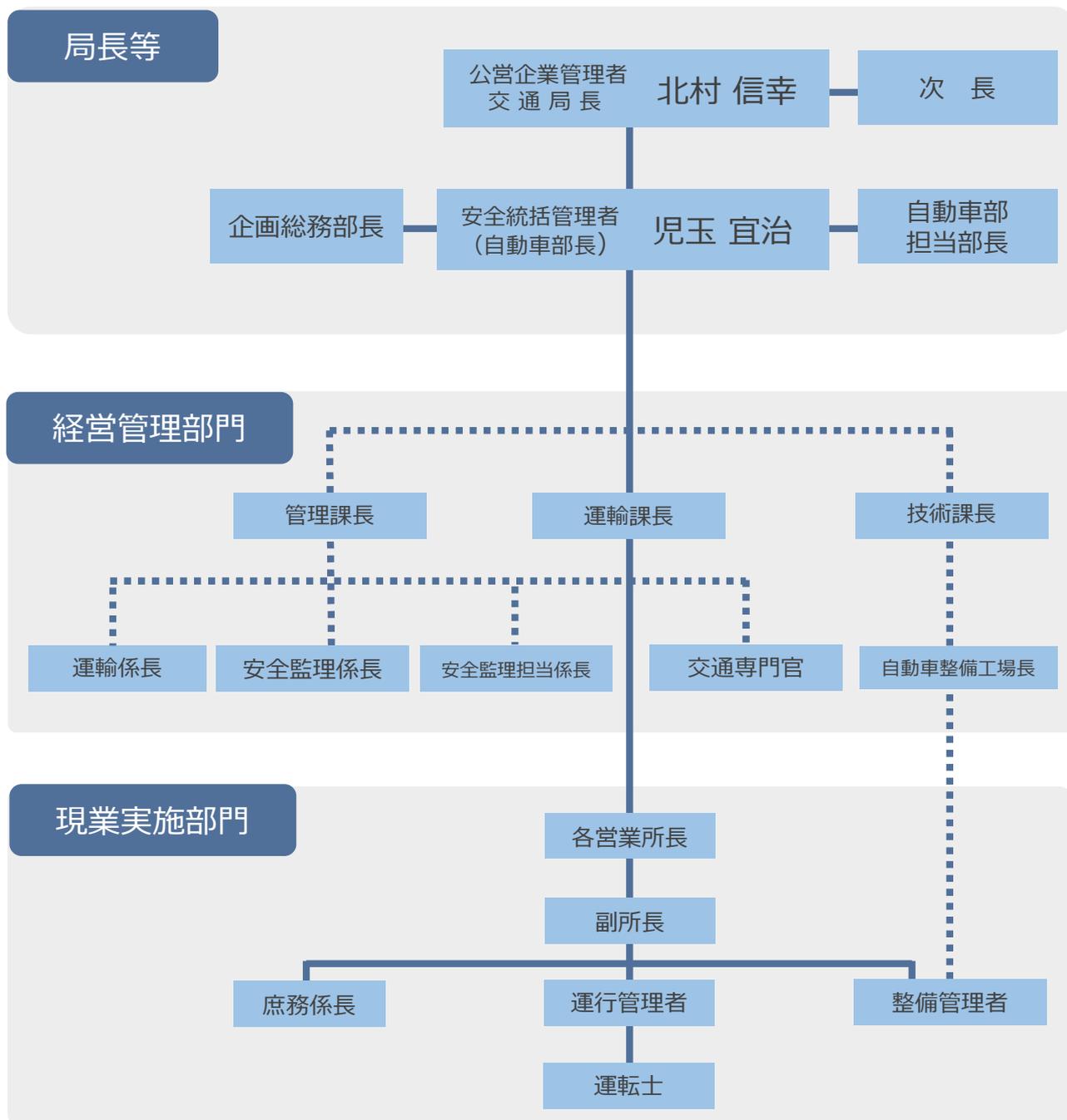
- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する内部監査の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

### 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

#### ◆運輸安全マネジメントに係る組織体制

※ 道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています。

(令和7年4月1日現在)



※ 安全統括管理者に事故があるときは、自動車部担当部長がその職務を代理する。

## 4 令和6年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況

### ◆安全目標について

	目 標
重大事故	0 件
有責事故	走行距離10万km当たり 令和5年度の実績値 <u>0.155 件</u> を下回る
車内留置事案	0 件



### ◆達成状況について

	結 果	
重大事故	0 件	達成
有責事故	走行距離10万km当たり <u>0.151</u> 件	達成
車内留置事案	<u>2</u> 件	未達成

#### 【車内留置事案の発生】

令和6年8月16日（金）及び令和7年2月12日（水）の両日に、いずれも京都駅前おりばにおいて車内留置事案を発生させてしまいました。昨年度に引き続き、車内留置事案0件の目標が達成できず、安全への信頼を損ねる結果となりました。

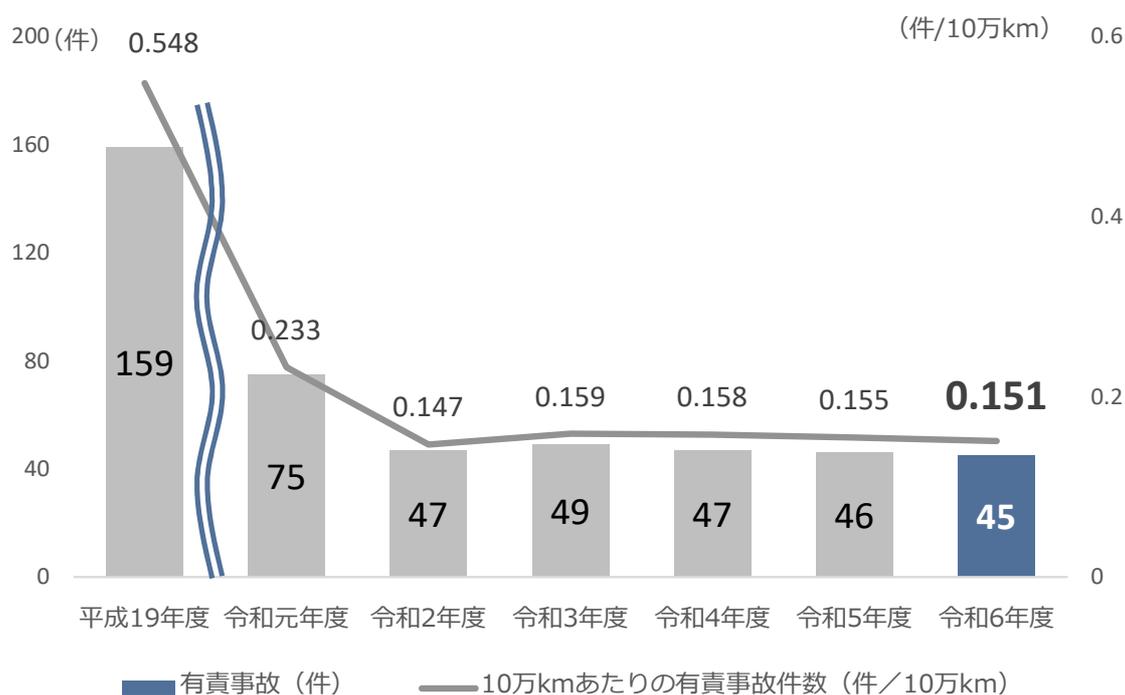
## ◆ 事故の発生状況等

### 4-① 有責事故発生状況の推移

令和6年度は、重大事故の発生はありませんでしたが、車内留置事案を2件発生させてしまいました。

10万kmあたりの有責事故件数は、0.151件に抑えることができ、前年度から減少しています。

	目 標			実 績				達成 状況
	重大事故	10万キロ 当たりの 有責事故	車内留置 事案	重大事故	有責事故	10万キロ 当たりの 有責事故	車内留置 事案	
令和元年度	0件	0.237件以下	—	0件	75件	0.233件	0件	達成
令和2年度	0件	0.233件以下	—	0件	47件	0.147件	0件	達成
令和3年度	0件	0.186件以下	—	1件	49件	0.159件	0件	未達成
令和4年度	0件	0.174件以下	—	1件	47件	0.158件	0件	未達成
令和5年度	0件	0.158件以下	—	1件	46件	0.155件	1件	未達成
<b>令和6年度</b>	<b>0件</b>	<b>0.155件以下</b>	<b>0件</b>	<b>0件</b>	<b>45件</b>	<b>0.151件</b>	<b>2件</b>	<b>未達成</b>



## 4-② 内容別有責事故件数の推移

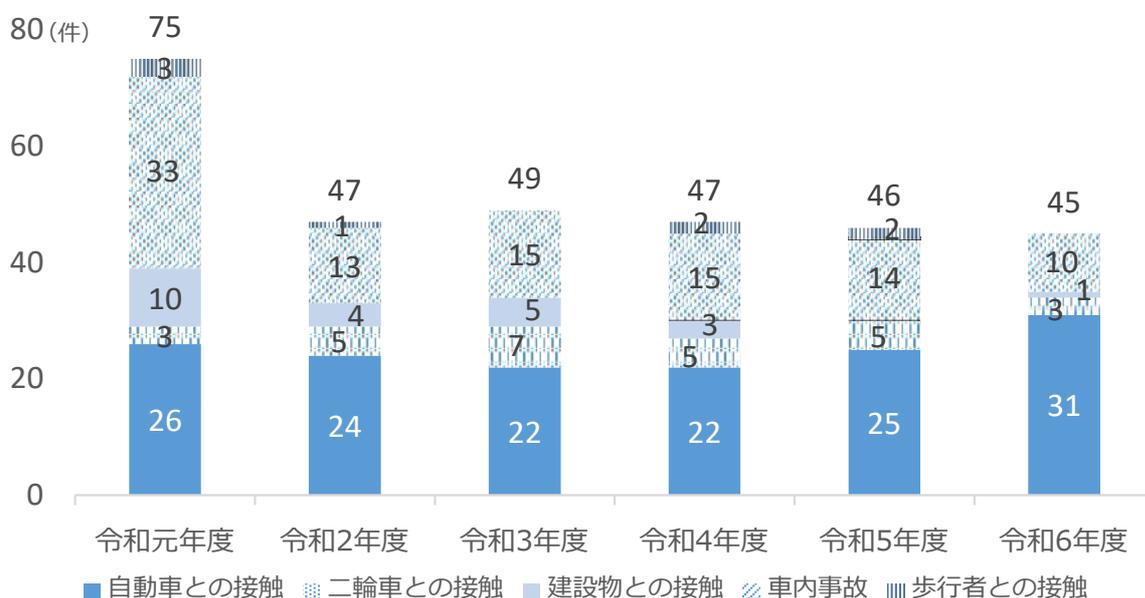
市バスの事故で最も多い形態である自動車や二輪車との接触事故については、令和6年度は34件と昨年度より増加傾向にあります。一方、車内事故については低い水準に抑えることができました。

今後も事故の大半を占めるこれらの事故の再発防止に向けた取組を推進してまいります。

(単位 件)

	自動車との接触	二輪車との接触	建設物との接触	車内事故	歩行者との接触	合計
令和元年度	26	3 (2)※	10	33	3	75
令和2年度	24	5 (0)	4	13	1	47
令和3年度	22	7 (4)	5	15	0	49
令和4年度	22	5 (4)	3	15	2	47
令和5年度	25	5 (1)	0	14	2	46
<b>令和6年度</b>	<b>31</b> (68.9%)	<b>3 (2)</b> (6.7%)	<b>1</b> (2.2%)	<b>10</b> (22.2%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>45</b>

※( )内は自転車との接触で内数



### 4-③ 自動車との接触事故の推移

自動車との接触事故については、市バスの一方的な過失による事故が多く発生しています。また、発生場所は交差点付近が多く、発生時間帯は昼間時間帯（10時台から16時台）に多い傾向にあります。

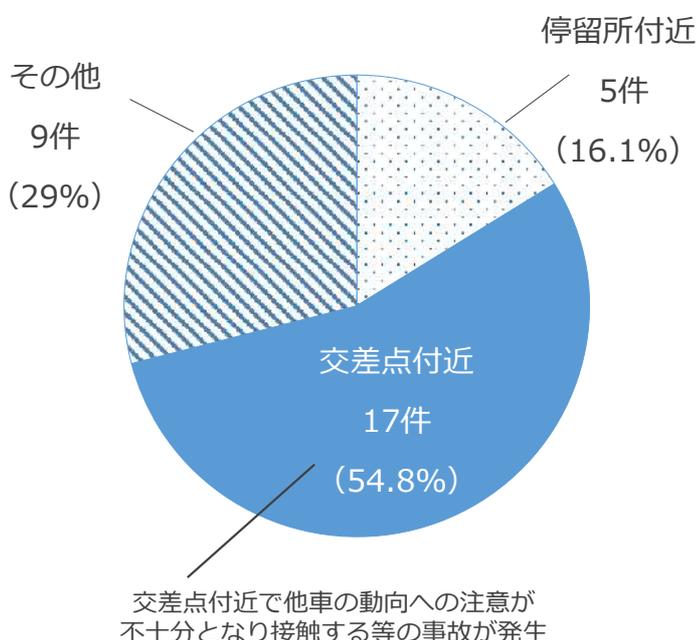
一方で、令和6年度は、相手方の車両にも過失が認められる事故が増えています。

今後も他車の動向に注意し、バスの構造上の特性などを意識した運転を実践するよう研修等で運転士に周知・徹底してまいります。

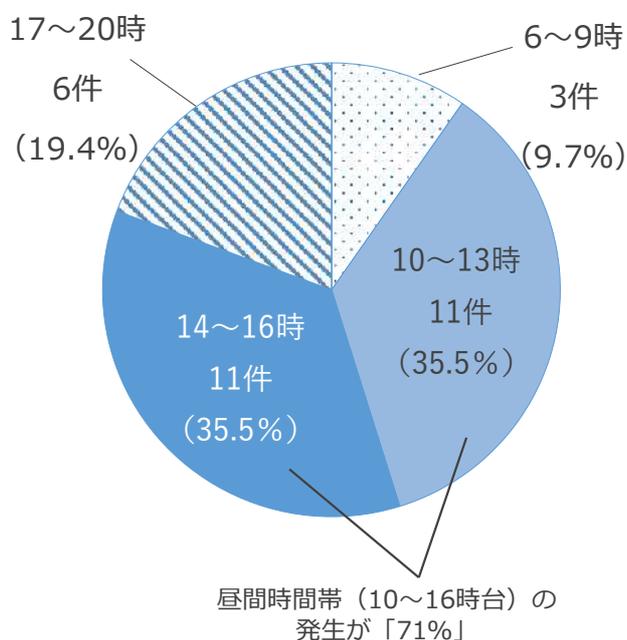
(単位 件)

	自動車との接触		合計
	市バスの一方的な過失による事故	相手方にも過失が認められる事故	
令和元年度	26	0	26
令和2年度	21	3	24
令和3年度	18	4	22
令和4年度	15	7	22
令和5年度	23	2	25
<b>令和6年度</b>	<b>25</b> (80.6%)	<b>6</b> (19.4%)	<b>31</b>

[場所別発生件数 (R6)]



[時間帯別発生件数 (R6)]



#### 4-④ 二輪車との接触事故の推移

二輪車との接触事故については、自動車接触事故と同様に発生場所は交差点付近で多く発生しています。また、事故を発生させている運転士の約半数は、新規採用後5年未満の経験が浅い者となっています。

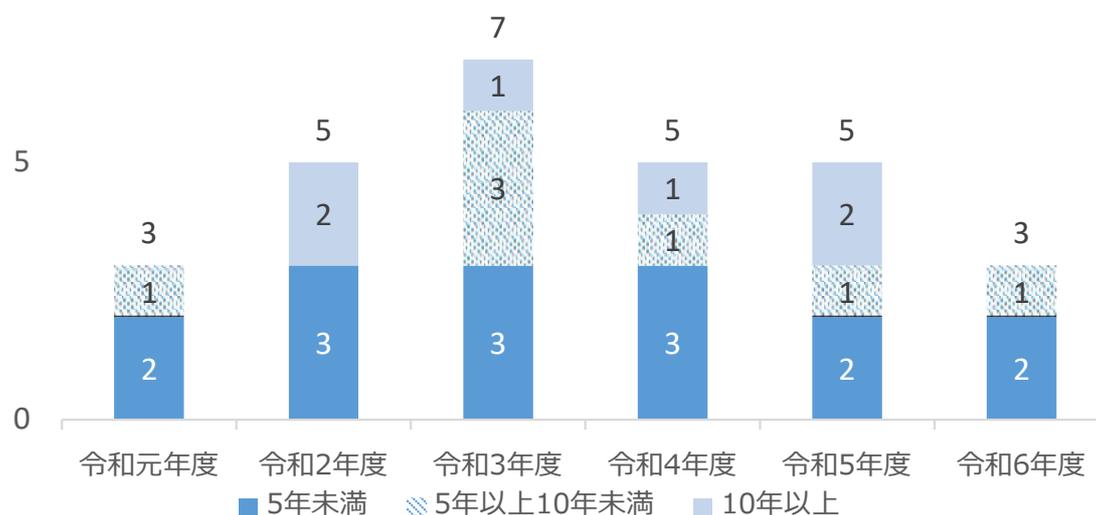
引き続き、ドライブレコーダー映像等を用い、二輪車の行動特性などを踏まえ、予見予測に努めた運転ができるよう指導教育を進めてまいります。

(単位 件)

	二輪車との接触		合計
	バイク	自転車	
令和元年度	1	2	3
令和2年度	5	0	5
令和3年度	3	4	7
令和4年度	1	4	5
令和5年度	4	1	5
<b>令和6年度</b>	<b>1</b> (33.3%)	<b>2</b> (66.7%)	<b>3</b>

[事故を発生させた運転士の経験年数 (年度別)]

10 (人)



## 4-⑤ 車内事故発生状況の推移

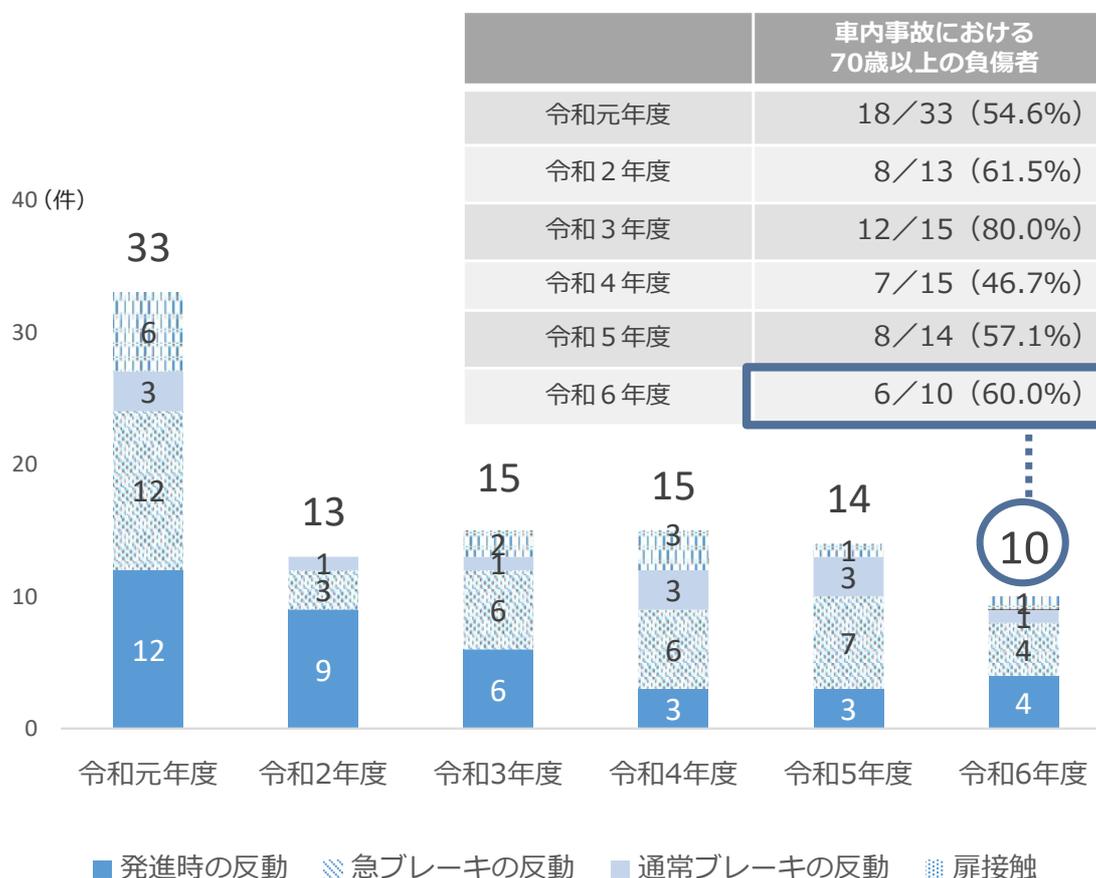
車内事故については、発進時の反動で車内転倒されるケースの撲滅に重点的に取り組んできた結果、発進時の反動による事故は着実に減少しています。

しかし、車内事故全体で高齢のお客様にお怪我を負わせるケースが依然多いことを踏まえ、引き続き、車内のお客様の動静確認や注意喚起を徹底し、車内事故を減らしていけるよう取り組んでまいります。

(単位 件)

	発進時の反動	急ブレーキの反動	通常ブレーキの反動	扉接触	合計
令和元年度	12	12	3	6	33
令和2年度	9	3	1	0	13
令和3年度	6	6	1	2	15
令和4年度	3	6	3	3	15
令和5年度	3	7	3	1	14
<b>令和6年度</b>	<b>4</b> (40%)	<b>4</b> (40%)	<b>1</b> (10%)	<b>1</b> (10%)	<b>10</b>

▲23  
(約7割減)



## 4-⑥ 直営・委託先営業所別の有責事故発生状況

直営と委託先営業所では担当している運行系統が異なりますが、令和6年度の有責事故について、直営が40件、委託先が5件となり、令和5年度と比較すると直営が7件の増加、委託先が8件の減少となりました。

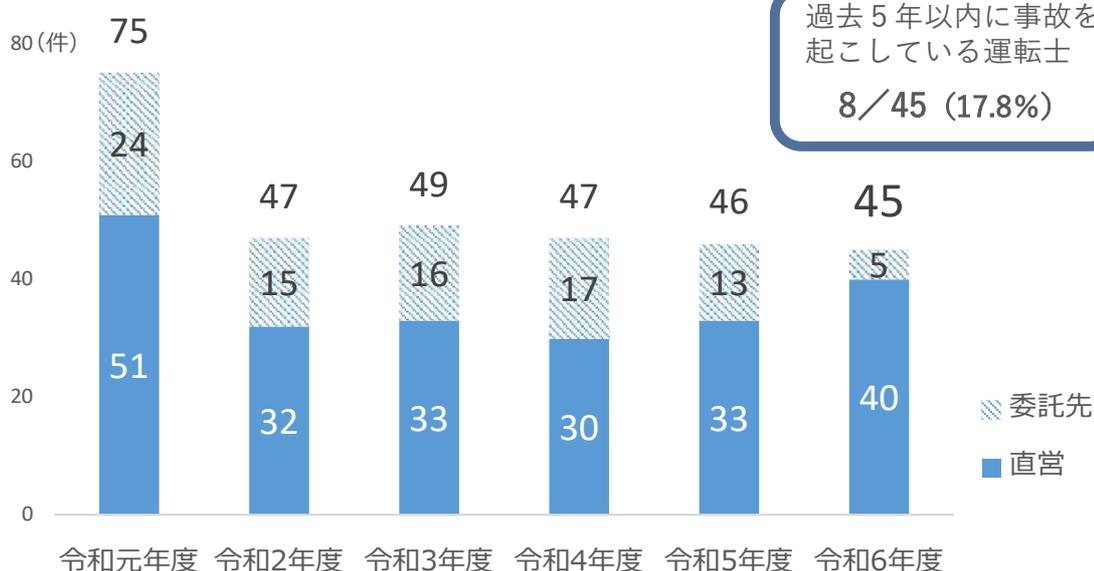
また、事故多発者への指導教育に継続して取り組んできており、全体で45件の事故発生者の中で、過去5年以内に事故を発生させたことのある運転士は2割（17.8%）となっております。

今後も引き続き、事故惹起者への指導教育に取り組んでまいります。

(単位 件)

	直 営	委 託 先	合 計
令和元年度	51 (68.0%)	24 (32.0%)	75
令和2年度	32 (68.1%)	15 (31.9%)	47
令和3年度	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49
令和4年度	30 (63.8%)	17 (36.2%)	47
令和5年度	33 (71.7%)	13 (28.3%)	46
<b>令和6年度</b>	<b>40 (88.9%)</b>	<b>5 (11.1%)</b>	<b>45</b>

(参考) 委託事業者については、令和6年度の車両数の割合は40% (324/810両) を占めていますが、委託先は直営に比べ、市内周辺部の系統を主に運行しています。



## 5 輸送の安全のために講じた措置

### ◆令和6年度の安全マネジメントに伴う取組結果表

令和6年度は、すべてのお客様に信頼される安全の追求に向け、6つの安全施策及びその細目である22の実施計画に取り組みました。

安全重点施策 1～6	実施計画 ①～②②	実施 状況
1	輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底	
	① 法令遵守と基本動作の徹底	○
	② 安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
	③ 厳正な点呼の実施	○
	④ ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
	⑤ 走行危険箇所の確認と見直し	○
	⑥ 運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
	⑦ 添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査	○
2	輸送の安全に関する内部監査の実施	
	⑧ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
	⑨ 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○
	⑩ 自然災害の発生に備えた対応	○
	⑪ 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施	○
3	輸送の安全に関する情報の共有と活用	
	⑫ 事故防止対策検討ワーキングの開催	○
	⑬ 事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化	○
	⑭ 全市バス安全運行推進会議、各種会議体の開催	○
4	輸送の安全に関する教育及び研修の実施	
	⑮ 運転士に対する指導・研修の実施	○
	⑯ 運行管理者に対する研修の実施	○
	⑰ 安全意識向上ミーティングの開催	○
	⑱ 高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施	○
5	事故防止のための啓発活動の推進	
	⑲ 関係機関と連携した啓発活動の実施	○
	⑳ 事故防止に向けた対策と啓発の実施	○
	㉑ 高齢者に対する啓発の実施	○
6	輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	
	㉒ 車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催	○

(実施状況について) ○：実施済 △：一部未実施 ×：未実施

## ◆主な取組状況

### 法令遵守と基本動作の徹底

(実施計画①)

#### 確実な車内点検の実施

<取組内容>

令和6年8月16日(金)及び令和7年2月12日(水)に、連続して車内留置事案を発生させてしまう事態となりました。

昨年度から継続して車内留置防止に取り組んできたにもかかわらず、いまだ全運転士に車内点検の必要性を浸透させることが出来ていなかったことを重く受け止め、こうした事案を撲滅させるべく、再発防止に取り組みました。

取組内容	実施期間
終点停留所・操車場での立地調査	令和5年6月～継続実施中
終点停留所での車内自動放送による点検促進	令和6年4月1日～全営業所実施中 西賀茂営業所(R5.10.1～)
各営業所における所属研修	令和6年6月17日～9月18日 (西賀茂・九条・梅津) 令和6年10月16日～18日(烏丸)
運行中の全車両への一斉無線送信及び営業所構内放送での注意喚起	令和6年7月8日～9月30日 令和7年2月13日～実施中
所属長による個人面談の実施	令和6年6月下旬～2月下旬
京都駅前おりばにおける立地調査	令和6年8月17日～12月31日 令和7年2月13日～3月15日
非乗務員による入庫車両の点検	令和6年8月17日～8月31日 令和7年2月13日～3月15日
営業所内での横断幕掲出「車内留置絶対ダメ!!」	令和6年8月19日～実施中
京都駅前おりばへの啓発文の掲出	令和6年8月19日～実施中
ドライブレコーダー映像を用いた営業所点呼場での周知	令和6年8月20日～9月20日 令和7年2月13日～4月5日
全運転士が参加する事故防止重点研修	令和6年8月27日～9月13日 (延べ10日間)
運行管理者に対する指導能力向上研修の実施	令和6年10月1日、4日、7日
所長・副所長による早朝点呼視察	令和7年2月13日～実施中 (全営業所で週1回実施)
営業所内における再発防止ポスターの掲出	令和7年2月14日～実施中

## イエローストップの徹底

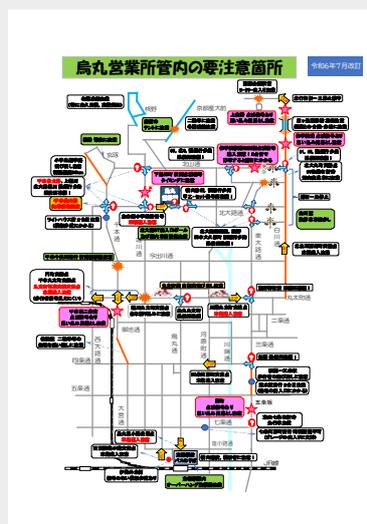
< 取組内容 >

信号末期での交差点進入は道路交通法に抵触するだけでなく、大事故に繋がることから、令和6年度も引き続き、全運転士にイエローストップを徹底させ、再発防止を図るとともに、研修でも教材に取り入れるなど安全意識の向上に取り組みました。

取組内容	実施期間
全運転士が参加する事故防止重点研修	令和6年 8月27日～9月13日 (延べ10日間)
添乗調査でのイエローストップの実践状況の確認	令和5年5月1日から 継続実施
交差点での立地調査	令和6年4月、9月、 令和7年3月
各営業所における所属研修	令和6年6月17日～10月18日
所属長による個人面談の実施	令和6年6月下旬～3月31日
運行管理者に対する指導能力向上研修の実施	令和6年10月1日、4日、7日



※ 営業所内の掲示板や点呼場所に掲出し、運転士に周知徹底を図り、再発防止に取組みました。



各営業所が担当する路線について点滅信号など運行注意箇所を示したハザードマップの一例

## 『事故を風化させない！』市バス安全カレンダーの掲出

<取組内容>

令和6年4月からは、過去に発生した重大事故、新聞で報道され社会的影響が大きかった事故等を風化させないために「事故を風化させない！市バス安全カレンダー」を作成し、営業所の掲示板や休憩室等、運転士の目につきやすい場所へ掲出し周知することで、安全意識の更なる高揚を図っています。



事故を風化させない！市バス安全カレンダー

## 雪害ハザードマップを活用した積雪時の走行の教育

< 取組内容 >

令和5年1月下旬に大寒波が到来し、想定外の箇所でもスタックが発生したことから、当時、以下の対策を行いました。

- ・ スタック箇所を「雪害ハザードマップ」に追記
- ・ 凍結路面におけるバスの走り方の注意点を改めて運転士に周知

凍結路面  
の走り方

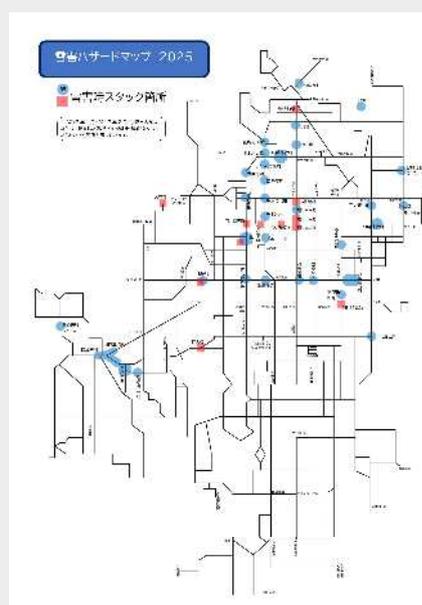
- ①急のつく操作厳禁
- ②車間距離は十分にとる
- ③バス停に寄せすぎない
- ④発車・停車はゆっくりと
- ⑤カーブへの進入はゆっくりと

この事例を教訓とし、令和6年度は冬期の積雪を想定して路線が積雪した場合の対応について凍結防止剤散布業者と土木事務所と手順確認を行いました。

また、雪害時の対策として、現場から路面状況の情報を収集し、本局職員や営業所職員が雪害時に重点箇所のパトロールを行い、路面状況等の点検と車両に積んだ凍結防止剤を散布できる体制を整えました。また、全運転士に対し凍結路面の走り方や重点箇所について再周知し、安全運行に対する注意喚起を行いました。



スタックする市バス  
(令和5年1月26日(木) 四条木屋町)



雪害時スタック箇所マップ

## 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施（実施計画⑪）

### 西京警察署とのテロ対策合同訓練の実施（令和6年9月3日実施）

<取組内容>

更なる輸送の安全の確保に向け、9月3日（火）に洛西営業所において西京警察署とのテロ対策合同訓練を実施しました。

訓練は、営業運行中の市バス車内においてバスジャックが発生したとの想定のもと、現場警察官、市バス運転士及び双方の指令担当部署が連携する中、凶器を所持した犯人の制圧訓練（構内で市バス車両を走行させて実施）、緊急連絡訓練及び不審物発見時の除去作業訓練などを実施しました。



犯人制圧訓練の様子



緊急連絡訓練の様子

### 京都市総合防災訓練への参加（令和6年11月9日実施）

<取組内容>

11月9日（土）に、岡崎公園において京都市総合防災訓練が実施され、巨大地震の発生により運行中のバス車両が被災し、前後乗降口が瓦礫で塞がれ、車内に乗客が閉じ込められ、怪我を負ったという想定のもと負傷者救出等の災害訓練を警察・消防と連携して行いました。



京都市総合防災訓練の様子

## 京都府警察本部におけるテロ対策訓練への参加（令和7年3月13日開催）

### <取組内容>

令和7年3月13日（木）、けいはんなオープンイノベーションセンターにおいて開催された京都府警察本部外事課国際テロリズム対策室主催のテロ対策合同訓練に参加しました。

今回の訓練は、令和7年4月13日より開催される「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」にあわせて実施されたもので、訓練では、逃走中のテロリストが、営業運行中の路線バスをバスジャックしたとの想定のもと、現場警察官、地元消防団、京都府下の各参加バス事業者及び各指令担当部署が連携する中、凶器を所持した犯人の制圧訓練、緊急連絡訓練及び負傷者の救護訓練などを実施しました。



テロ対策訓練の様子

### 全市バス安全運行推進会議の実施

#### <取組内容>

直営・委託先の全営業所長が出席する会議を毎月定例で開催し、安全運行に関する取組の情報共有を行うことや、事故事案のドライブレコーダー映像を視聴することで再発防止策について議論を行いました。

### 全市バス事故処理勉強会の実施

#### <取組内容>

交通局（本局）の事故処理担当職員が講師となり、直営・委託先営業所の事故処理担当者に対し、事故発生時における初動対応、事故発生時の運転士への指導、判例に基づく過失割合等についての講習会を開催しました。

開催3日間（令和6年8/2、8/5、8/8）で24名受講し、ドライブレコーダー映像をもとに事故発生時における円滑な実務処理や過失割合、運転士に指導する際の課題など、職員間で活発な意見交換を行いました。



### 他の運送業における安全対策の学習

#### <取組内容>

直営営業所の副所長が参画する副所長会の活動として、事故を多発させている運転士に対する新たな取組を検討するため、大阪ガスオートサービス株式会社の「企業ドライバー研修」の体験研修を受講し、令和7年度から新たに導入していくこととしました。



## 外部機関を活用した「事故防止重点研修」の実施

(令和6年8月27日～9月13日)

< 取組内容 >

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による直営の全運転士を対象とした「事故防止重点研修」を毎年1回行っています。

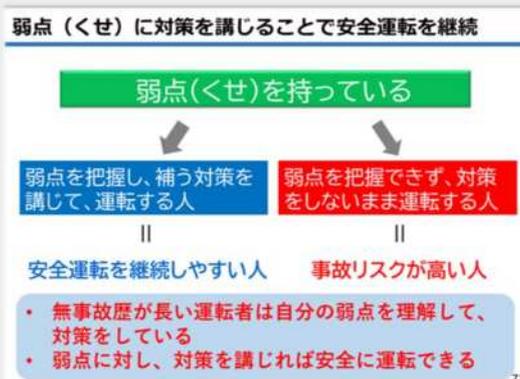
### ▶ 確実な車内点検、安全意識の向上と心理面のコントロールについての指導教育

令和6年度は、ドライブレコーダー映像を活用した事故事例の検証に加え、車内閉じ込め事案の撲滅及び運転士の心理面のコントロール（アンガーマネジメント）をテーマとした研修を行い、事故要因を深掘りした原因の究明方法を伝達することで、運転士個々の安全意識の向上と事故の再発防止等を図りました。

また、研修後には受講者からアンケート調査を行っており、その内容を踏まえて、次年度以降の研修内容を検討しています。



事故防止重点研修の様子



研修資料（抜粋）

### 外部機関を活用した運行管理者に対する研修

< 取組内容 >

直営の運行管理者に対し、研修所と自動車部運輸課がそれぞれ研修内容を連携する中、毎年1回ずつ外部機関を活用したスキルアップ研修を実施しています。

#### ▶ 交通心理士による運転士への助言指導方法等の伝達

山城自動車教習所の交通心理士を講師に迎え、営業所の副所長や運行管理者を対象に『自動車部運行管理者研修』を実施しました。

同研修では、マニュアル等の再確認、運転士に対する助言や指導方法のケーススタディ、同教習所が運転士に対し実施している運転士セミナー等の実施状況を情報共有し、運行管理者のスキルアップを図っています。

(令和6年5月9日、15日、21日の3日間開催 延べ29名受講)

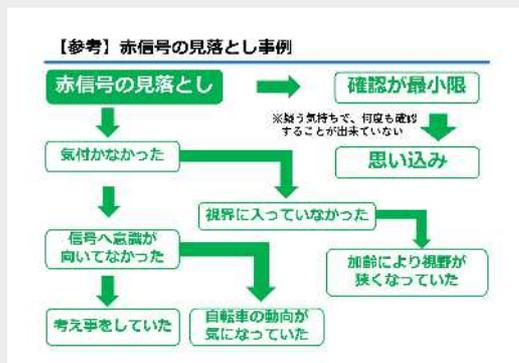
#### ▶ 事故の根本原因分析、『なぜなぜ分析』の実践及労務管理

自動車事故対策機構（NASVA）により、営業所の係長級・主任を対象とした『運行管理者指導能力向上研修』を行いました。

同研修では、運転士に対して実施した事故防止重点研修の内容（事故の根本原因分析）をもとに、事故原因を抽出する『なぜなぜ分析』の実践など、より効果的な指導力の養成を図りました。

また、令和6年4月から適用された「改善基準の告示」を確認し、適正な労務管理の重要性についても指導しています。

(令和6年10月1日、4日、7日の3日間開催 延べ39名受講)



「なぜなぜ分析」のチャート図

## 【参考】事故防止研修等の取組（研修所）

市バス運転士の経験年数に応じた各種セミナー、民間研修施設への派遣研修などを実施しています。

研修名		研修目的
市バス 運転 士 キ ャ リ ア 別	市バス新採運転士研修	新規採用時の基本研修
	1年目市バス運転士セミナー	基本動作等の定着状況
	2年目市バス運転士セミナー	運転技術・接客技術の実践状況
	3年目市バス運転士セミナー	節目におけるブラッシュアップ
	市バス運転士セミナー	事故防止・接客技術の定期診断
	指導運転士セミナー	指導者としての知識の習得
	シニアドライバーセミナー	加齢時の運転・接客技能の再認識
	民間派遣研修	安全意識・運転技術の向上
経験の浅い運転士を対象とした添乗強化研修		事故の未然防止や接客技術の確認

## 【参考】事故防止研修等の取組（営業所・本局）

営業所独自の取組や本局と連携した取組を実施し、運転士個々の安全意識の高揚に努めています。

項目		内容
営業 所 独 自 の 取 組	事故防止特別研修	事故を起こした運転士に再発防止を目的とした研修を実施
	事故防止勉強会	営業所職員と運転士が事故防止に向けた勉強会を実施
	副所長による添乗調査	副所長が事故多発者や接客に課題のある者への添乗調査を実施
	営業所役付職員による添乗調査	営業所役付職員が事故発生者や接客に課題のある者への添乗調査を実施
本 局 と 連 携 し た 取 組	セーフティサポート研修	研修所から講師を派遣し、安全運転訓練車を活用した安全運転技術の向上を目指した研修を実施
	事故防止検討ワーキング	本局役付職員と営業所職員並びに運転士が参加し、事故のドライブレコーダー映像を活用した再発防止に向けた意見交換会を実施
	安全意識向上ミーティング	本局役付職員と営業所の運行管理者が参加し、事故防止やお客様接客に関する意見交換を実施
	事故防止重点研修 （自動車事故対策機構）	外部機関（自動車事故対策機構）から講師を招き運転士の安全意識の向上を図るための研修を実施
	運行管理者指導能力向上研修 （自動車事故対策機構）	外部機関（自動車事故対策機構）から講師を招き運行管理者の指導能力向上を図るための研修を実施

# 研修実施計画表

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研修所における研修	基本研修									新任指導運転士研修				
		新規採用市バス運転士研修①			新規採用市バス運転士研修②			新規採用市バス運転士研修③						
	キャリア別研修	経験の浅い運転士等への添乗強化研修、安全運行徹底運転士セミナー、接遇パワーアップセミナー ※適宜実施												
		初任運転者指導者向け研修												
		1年目市バス運転士セミナー												
		2年目市バス運転士セミナー												
		3年目市バス運転士セミナー												
		市バス運転士セミナー												
		指導運転士セミナー												
		シニアドライバーセミナー												
外部研修機関への派遣研修														
営業所・本局における研修	事故惹起者への指導教育の徹底 ※適宜実施													
	事故防止重点研修 運行管理者研修													
	セーフティサポート研修（安全運転訓練車研修）													
	スキルアップ研修 非乗務員（元運転士）に対する定期乗務訓練 ※適宜実施													
	交通サポートマネージャー研修 ※適宜実施													
	ファインプレー情報の収集・分析及び活用 ※適宜実施													
	基本動作の徹底と確認に係る啓発 ※適宜実施													

## 「市バス運転技能・接客コンテスト」の開催（令和6年12月15日開催）

### <取組内容>

令和6年度から新たに、運転士の安全意識の高揚やお客様接遇の更なる向上、並びにモチベーションアップを図ることを目的とし、日頃の業務で経験する運転操作、接客などの問題を作成し、運転士が適切な対応や動作が出来ているかを競うコンテストを実施しました。

直営4営業所から選抜された8名による競技（学科・運行実技）を審査し、上位入賞者（1位～3位）と優秀営業所を表彰しました。

また、開催内容を「コンテストニュース」として掲出しました。

### 第1回運転技能・接客コンテストを開催しました！！

12月15日（日）に、運転操作やお客様接遇のスキルの向上などを目的に、交通局で初めてとなる「運転技能・接客コンテスト」を開催しました。

当日は、晴天に恵まれたものの非常に気温が低いコンディションとなりましたが、直営4営業所から8名の運転士の方が、学科試験と実技試験において普段の業務で培った基本動作、的確な車両感覚、落ち着いたお客様対応など、それぞれの知識や技能を発揮されました。

#### 《当日のスケジュール》

- ・開会式
- ・学科試験
- ・昼食（休憩）
- ・実技試験に係る説明
- ・実技試験
- ・表彰式
- ・閉会式



開会式 訓示 (西山安全統括管理者)



開会式 選手宣誓



学科試験 (日常の運転業務に関すること)



スタート地点 (実技説明)



停留所 (乗客役からの質問対応力)



S字コース (車両感覚、ハンドル操作)



閉会式後の記念撮影

#### 入賞結果

優勝 九条：駒井希海運転士  
準優勝 梅津：上條崇博運転士  
第3位 九条：稲井裕新運転士

総合優勝 (営業所別総合得点による)  
九条営業所

今回のコンテストでは、「視る」ということをテーマに、道路上の危険や車内のお客様の動向など、安全確認を十分に行っているかを重点的にチェックしたうえで、その他の基本的な手順・運転操作を確実にできているかを審査しました。

参加していただいた運転士は、さすが各営業所の代表選手！という高いレベルでのパフォーマンスを発揮されました。

現在、市バスは担い手不足という大きな課題がありますが、職員同士が切磋琢磨し、安全運行とお客様サービスのレベルアップを進めていくことは、職場の活性化につながり、ご乗車いただくお客様満足度の向上にもつながります。

初めて開催した今回のコンテストの内容を、さらにバージョンアップさせて、来年度以降もこのコンテストを開催していきます。運転士の皆さんが、『いつかは自分もこのコンテストに出るぞ！』という高い意識をもって、今からの業務で安全、安心、快適なサービスを提供し続けてくださるよう、お願いいたします。

令和7年1月10日 発行：自販車部選抜課

局内に配布したコンテストニュース

## まちピンチキャラクターを活用した車内事故防止啓発ポスターの掲出

<取組内容>

安全運行には、お客様のご理解とご協力が必要なことから、令和6年1月から市バス車内（10か所）に掲出している「車内転倒防止等ステッカー」による啓発に加えて、令和7年3月から「まちピンチキャラクター」を活用した車内事故防止啓発ポスターを掲出し、注目度を高めることで車内事故の撲滅を目指し、より効果的な啓発を実施しました。



令和6年1月から車内に掲出中のステッカー



令和7年3月から掲出中のポスター

### 掲出箇所

市バス車内、地下鉄車内、地下鉄駅構内、各警察署内の掲示板  
運転免許教習所内の掲示板、各行政区の広報掲示板等

## 小学生を対象とした市バス安全マナー教室の開催

<取組内容>

小学生を対象に、市バスに関連した交通ルールや乗車マナーのレクチャー、市バスの運転士体験を行うことで、安全意識の向上、運転士の魅力発信に寄与することを目的として実施しています。（令和5年度より実施）

### 実施内容

- 対 象 太秦小学校 2年生 4クラス 約120名  
【令和6年12月11日（水）開催】  
凌風小中学校 2年生 3クラス 約70名  
【令和7年1月29日（水）開催】
- 場 所 両校のグラウンド及び体育館
- 内 容
  - ・ 自転車走行時のポイント
  - ・ バスに乗る際のマナー
  - ・ ○×クイズコーナー
  - ・ 市バス運転士体験



運転席でのアナウンス体験



教室内での○×クイズ



バス車両を使った安全マナー教室

## 6 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか、また、各種取組が効果的に機能しているかを確認するため、企画総務課長をはじめとする内部監査員が、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して、改善箇所や方法について助言する内部監査を実施しました。

### ◆経営管理部門 監査結果（令和6年8月5日実施）

※ 監査結果から抜粋

#### 本局自動車部

監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また、経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	部長会、所長会、副所長会、部課長会、全市バス安全運行推進会議、各営業所における事故防止対策検討ワーキング、事故防止重点研修などを通じて、管理者から安全統括管理者等の幹部職員、さらに現場の全職員へと、安全を最優先とする経営トップの考えを周知するとともに、より効果的で安全に対する機運を高めるものとなるよう取り組まれていることを確認しました。
法令等を遵守した業務が行われているか。また、業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定及び改定、運行管理者の選解任の届出、路線の新設・変更の届出等、安全運行のために必要な業務について、法令等を遵守して適切に行われていることを確認しました。
輸送の安全に関する重点施策が適格性と有効性の面で遂行されているか。	安全重点施策に基づき作成された、令和5年度の運輸安全マネジメントの取組計画が着実に実行され、また、令和6年度からは、歩行者との事故防止、思い込みや漫然運転の禁止に向けた取組の推進など、令和5年度の実施結果を踏まえた充実が図られており、より効果的な取り組みとなるよう工夫されていることを確認した。

### ◆現業実施部門 監査結果（令和6年9月2日実施）

※ 監査結果から抜粋

#### 直営 烏丸営業所 委託 梅津営業所（西日本ジェイアールバス）

監査項目	監査結果
職員の指導・監督が適切に行われているか。	両営業所で発生した重大事故や不祥事案、他の営業所での車内閉込などについて、点呼、立地、研修などを通じて繰り返し周知啓発し、何とか自分事として捉えさせるよう腐心していることを確認した。 また、JRバスでは無事故日数を目標達成までのカウントダウン方式とし、烏丸営業所では新人運転士を3箇月ごとに添乗・面談して初心に戻るよう啓発するなど、モチベーションの向上やマンネリ化の防止に各営業所が工夫を凝らして取り組んでいることを確認した。
業務の引継ぎや必要書類の管理・保管が適切に行われているか。	営業時間が早朝から深夜にわたる関係上、当務者も交代勤務により日によって替わるが、運転士の指導や苦情等の対応について、誰もが同じ対応ができるよう書面に記録し、確実に業務の引継ぎを行うとともに、運転士の出勤・指導簿等についても適切に記録・管理されていた。

## 7 令和7年度の輸送の安全に関する計画

市バス事業において、輸送の安全は交通事業者の最大の責務であるとの認識の下、“事故を絶対に起こさない”という安全文化の構築を目指し、安全対策を進めてまいります。

### ◆安全目標について

#### 目 標

**重大事故** 0 件

**有責事故** 走行距離10万km当たり  
令和6年度の実績値 0.151 件 を下回る

**車内留置事案** 0 件

令和7年度においては、これまでからの取組を充実させ、より安全・安心なサービスを提供できるよう、数値の目標や市バス安全運転通年目標等を設定し、6つの安全重点施策とその細目である22の実施計画を着実に推進することにより、輸送の安全の確保に努めていきます。

## ◆ 『安全スローガン』 ・ 『3つの約束』 ・ 『市バス安全運転 通年目標』 の設定

令和7年度については、『安全スローガン』と『3つの約束』を継続して掲げるとともに、『市バス安全運転通年目標』を設定して自動車接触事故の削減はもとより、車内事故の削減並びに運行中の安全確認の徹底に取り組んでまいります。

### 『安全スローガン』

**「お客様第一、安全運行の徹底！」**

### 『3つの約束』

**「プロ意識を持つ」「基本動作の徹底」「親切なご案内」**

### 『市バス安全運転通年目標』

**「スピードを抑えて笑顔で優しい運転をしよう！」**

事故を未然に防ぐためには、速度を抑えて運転することが重要です。速度を抑えることで、運転にも心にも余裕が生まれ、自ずと優しい運転に繋がることから、市バス安全運転通年目標として「スピードを抑えて笑顔で優しい運転をしよう！」と設定し、全職員が一丸となって安全運行の推進に取り組めます。

## 8 輸送の安全のために講じようとする措置

### ◆令和7年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和7年度は、更なる安全の徹底に向け、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画に取り組みます。

安全重点施策 1～6	実施計画 ①～②②
1 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底	
	① 法令遵守と基本動作の徹底
	② 安全スローガン、市バス安全運転通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
	③ 厳正な点呼の実施
	④ ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
	⑤ 走行危険箇所の確認と見直し
	⑥ 運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
	⑦ 添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査
2 輸送の安全に関する内部監査の実施	
	⑧ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
	⑨ 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施
	⑩ 自然災害の発生に備えた対応
	⑪ 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施
3 輸送の安全に関する情報の共有と活用	
	⑫ 事故防止対策検討ワーキングの開催
	⑬ 事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化
	⑭ 全市バス安全運行推進会議等、各種会議体の開催
4 輸送の安全に関する教育及び研修の実施	
	⑮ 運転士に対する指導・研修の実施
	⑯ 運行管理者に対する研修の実施
	⑰ 安全意識向上ミーティングの開催
	⑱ 高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施
5 事故防止のための啓発活動の推進	
	⑲ 関係機関と連携した啓発活動の実施
	⑳ 事故防止に向けた対策と啓発の実施
	㉑ 高齢者に対する啓発の実施
6 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	
	㉒ 車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催

## ◆主な実施計画の内容

### 法令遵守と基本動作の徹底

(実施計画①)

#### 車内留置事案の撲滅に向けた継続的な取組

<取組内容>

令和5年度、6年度の2年間に3件の車内留置事案が発生しており危機的な事態と認識しています。昨年度から継続して再発防止に取り組む中、いまだ全運転士に車内点検の必要性を浸透させることができていなかったことを重く受け止め、こうした事案を撲滅させるべく、今後も全職員で再発防止に取り組んでいきます。

また、他事業者でも車内留置事案が発生していること受け、令和7年度に入り、5月を車内留置防止強化月間とし、終点立地調査を実施するなど、運転士一人ひとりに車内点検の重要性が伝わるよう機会あるごとに指示・指導していきます。

#### 【令和7年5月の車内留置防止強化月間の取組】

取組内容
役付け職員による京都駅前おりばでの啓発立地
本局及び営業所職員による、終点停留所・操車場での立地調査
本局から運行中の全車両への一斉無線送信
営業所における構内放送での注意喚起
非乗務職員による入庫車両の点検
営業所内における車内留置防止ポスターの掲出



強化月間に先立ち、4月30日に実施した役付け職員による啓発立地の様子

## ◆主な実施計画の内容

ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進 (実施計画④)  
事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化 (実施計画⑬)

### <取組内容>

市バス車両に搭載しているドライブレコーダー（平成24年度導入）の記録映像については、これまでから事故の分析に活用するとともに、事故発生者への個別指導や、事故防止研修などに活用し、運転士の安全意識の高揚を図ってきました。

事故発生後のドライブレコーダー映像の検証は、事故原因の究明と再発防止に大きな効果を発揮していることから、そのさらなる活用方法として、「事故に至らなかった事案」や「未然に事故を回避した事案」等を運転士から情報収集し、『ファインプレー映像』として運転士に視聴させることで事故防止に向けた注意喚起に役立てます。

### 収集したファインプレー映像



信号無視で交差点を横切る  
一般車を回避した場面



後方確認をせずに歩道から車道に  
進路変更する自転車を予測して  
予め減速し回避した場面

# 新規採用運転士に対する運転情報システムを活用した新たな安全教育の実施

新規 (実施計画⑮)

< 取組内容 >

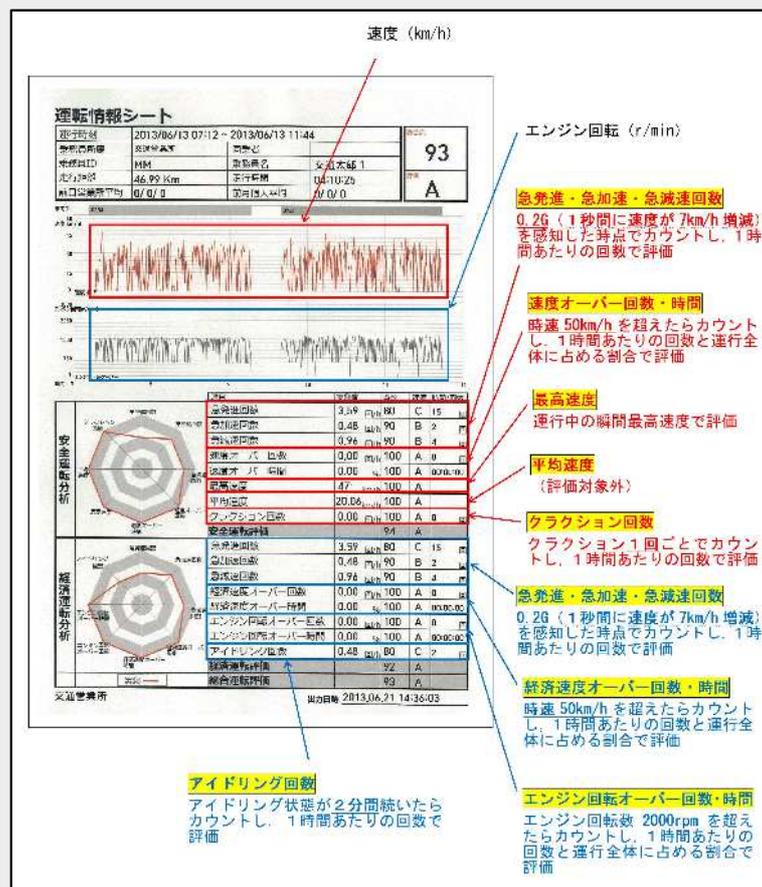
ドライブレコーダーに記録された走行速度やエンジン回転数、加速度等の数値をもとに、運転操作の状況を採点・評価する「運転情報システム」を用いることで、運転士自らが自分の運転操作を把握することができます。

これまでは事故発生者等を対象として活用してまいりましたが、令和7年度からは、新たに新規採用運転士に対し、このシステムを活用した指導方法を採用直後の期間に重点的に取り入れ、営業所と研修所が情報共有する中で事故防止を図っていきます。

## 実施内容

- 対象 新規採用運転士 (令和7年3月24日付採用者から実施)
- 時期 研修期間終了後～採用後2年目
- 内容
  - ① 研修期間終了後、約1ヶ月間「運転情報シート」による指導を毎日実施
  - ② 研修期間終了後1年目に実施 (本務後の評価と比較検証し、指導を実施)
  - ③ 研修期間終了後2年目に実施 (本務後の評価と比較検証し、指導を実施)

※ 事故発生者等には、適宜期間を設けて個別に実施する。



運転情報シート

### 全市バス安全運行実務者会議の開催

#### <取組内容>

全営業所所長と委託先事業者の本社の安全運行に携わる実務者が参加した会議を開催し、実務者目線の安全運行に関する取組の情報共有と各事業者で抱える課題について意見交換を行うことで、交通局と委託先事業者双方の安全運行への意識向上を図ります。



令和6年度全市バス安全運行実務者会議の様子

#### 主な意見交換の内容

- ・ 経験年数（採用後3年未満）の浅い運転士の事故が多く、再発防止に向けた取組に注力している。
- ・ 運転士不足の中、定期的な安全教育研修等の開催に苦慮しているが、本社と営業所が協力して人員をやり繰りすることで、研修を実施している。
- ・ 事故を起こした運転士同士による意見交換会を実施している。
- ・ 指導者による指導方法のバラつきをなくすため、視聴覚教材を用いた研修教材の活用を行っている。
- ・ 安全運転訓練車やアイマークレコーダーなどの機器を活用した研修を実際の営業路線で実施し、注意箇所における安全確認の定着を図っている。

事故多発者に向けた新たな外部機関による研修プログラムの導入 新規

<取組内容>

令和7年度からの新たな取組として、事故を複数回発生させている運転士を対象に民間会社の交通心理士の資格を有する講師が、市バス運転士の運転する車両に同乗して各個人特有の運転行動の癖などを分析し、運転士に対し事故防止に向けた運転行動改善のアドバイスを行う研修を実施します。

具体的には、360度カメラにより周囲の交通状況や運転士の視線の動きを映像で記録するとともに、ブレーキ・アクセル操作の足元の動きや車両メーターも他のカメラ映像で記録し、その映像をもとに周囲の交通状況に対する受講者自身の安全確認、方向指示器等合図のタイミングや視線の動きなど、癖を気付かせるカウンセリングを行い、より良い運転方法の定着化を図っていきます。

イメージ写真	流れ (目安時間)	特徴
	乗車前説明 (約5分)	・受講者3名1組で行います ・他の受講生の運転車両に同乗し 他者の運転を観察します
	市街地走行 (約20分×3名)	・走行中の様子を録画することで、 路環境やその場面での運転者の 運転行動が記録されます
	運転ぶりディスカッション (約60～80分)	・録画した運転映像を確認しながら、 その運転内容について受講者3名で ディスカッションを行います。 ・他の人の運転や考え方が参考になり さまざまな「気づき」が生まれます。

**「体験型」+「気づき・気づき型」**

研修の流れ (概要)

4つのカメラ映像で前方の道路状況だけでなく、ご自身の足元の運転操作状況や、周囲への合図のタイミング、そして安全確認・視点の動きを客観的に映像で確認いただけます。それも、**運転後すぐに振り返っていただけます。**



360度カメラ等による映像視聴の様子

## モバイル型アイマークレコーダーによる新たな研修の実施

新規

<取組内容>

市バス車両を使用し、運転士の瞳や視線の動きを追跡・分析するアイトラッキング技術を採用した機器（モバイル型アイマークレコーダー）を導入した研修を新たに実施します。

安全運転には、ミラーの確認など危険を見つける視線の動きが重要であり、運転士がこの機器を付けて市バスを運転することで、ベテラン運転士の視線の動きとの違いを確認するなど、運転士により安全意識を高めさせていきます。

なお、新規採用運転士に対する採用時研修においても、積極的に活用することにより、事故の未然防止を図っていきます。

モバイル型  
アイマークレコーダー

# EMR-10



## 「市バス運転技能・接客コンテスト」の開催

### <取組内容>

運転士の安全意識の高揚やお客様接遇の更なる向上、並びに運転士のモチベーションアップを図ることを目的とし、運転士が日頃の乗務で経験する事故回避、接客なども出題し、適切な対応や動作ができているかを競う「運転技能接客コンテスト」を令和7年度も引き続き開催します。

令和6年度から開催されたこのコンテストは、運転士からの関心が高く、次回は自分も出場してみたいとの声が出ています。運転士自らが自身の技能を高めるだけでなく、モチベーションの向上にも役立っています。

また、出題項目を指導する職員が作成することで、指導のスキルも向上させていきます。

さらに、令和7年6月には民間バス事業者が毎年開催されている運転競技会に昨年度交通局のコンテストで優勝した運転士が招待参加しました。民営バス事業者の運転士と刺激しあうことで、さらなる運転技術向上を図ります。

当局運転士が民間バス事業者の運転競技会に出場した時の様子（令和7年6月3日開催）



S字カーブを通過する様子



鋭角コースを通過する様子



サービス競技の様子  
(車いすのお客様対応)

## 一般の方に向けた事故防止の啓発の実施

### <取組内容>

自転車等との接触事故を削減していくため、安全確認を十分に行わずに運転をしている自転車との事故を防止することを目的とし、「進路変更時には後方確認義務がある」という交通ルールを周知し、利用者側への交通マナーの理解を高めることが必要です。このため警察等と連携して、ポスターを製作し、継続して市バス車内等に幅広く掲出することで啓発に努めます。

また、安全運行には、お客様のご理解とご協力が必要なことから、「まぢピンチキャラクター」を活用した車内事故防止啓発ポスターを作成し、注目度を高めることで車内事故の撲滅を目指し、より効果的な啓発を実施します。



令和5年12月から継続中



令和7年3月から継続中

## 小学生を対象とした「市バス安全マナー教室」の開催

### <取組内容>

令和5年度から小学生を対象に「市バス安全マナー教室」を実施していますが、好評なことから、令和7年度も継続して実施します。

なお、取組内容は、昨年度の内容を生かしつつ、より魅力的な取組となるよう検討します。

参考：これまでの実施校  
 令和5年度（1校）  
 京都市立太秦小学校2年生（4クラス120名）  
 令和6年度（2校）  
 京都市立太秦小学校2年生（4クラス120名）  
 京都市立凌風小学校2年生（3クラス70名）



## 痴漢等犯罪行為対策の実施

### < 取組内容 >

車内において痴漢行為が確認された場合は、バスを安全な場所に停車させ、他のお客様に簡潔に説明し、痴漢行為を行った車内客の身柄を確保するとともに、警察に通報するよう全運転士に周知しています。その他にも以下の取組を推進します。

### ▶ ハード面の取組

市バス全車両（810両）にドライブレコーダーを搭載しており、1両あたり7台のカメラでバス車外の走行映像のみならず、車内においても2方向のカメラにより、車内の状況を常時録音・録画をしております。

### ▶ 防犯・抑止の取組

痴漢犯罪を含め一定の防犯・抑止として、ドライブレコーダーで記録している旨を、車内にステッカーで掲出することに加え、車内で「痴漢は犯罪です。車内では、他のお客様のご迷惑にならないよう、乗車マナーを守りましょう。」という啓発放送を流しています。

### ▶ 京都府警と連携した取組

令和7年5月1日から31日まで「痴漢犯罪等撲滅推進強化月間（春期）」に合わせて、京都市美術工芸高等学校デザイン専攻3年生がデザインし、京都府警鉄道警察隊と京都市交通局が共同で啓発するポスターを主要バスターミナルや一部の停留所に併設している「バスの駅」などに掲出し、痴漢対策の取組を行いました。



京都市美術工芸高等学校の学生が  
デザインしたポスター

## (参考) テロ対策の実施

### 大阪・関西万博に伴う市バスにおける警戒について

#### <取組内容>

「大阪・関西万博」期間中の安全で円滑な交通の確保や市バスをご利用のお客様の安全を確保するため、令和7年4月10日～10月13日を警戒強化期間として、日頃のテロ対策に加え、未然防止措置を新たに講じることや、事態に直面した場合の対応策を職員に再周知するなどの取組を行っています。

#### ▶ 警戒強化期間

令和7年4月10日～10月13日

#### ▶ 未然防止措置

- ・ 運転士には、不審者・不審物を発見した際は、営業所に速報するよう周知
- ・ また、出庫及び入庫時や終点停留所における車内点検を確実にを行うとともに、運行中に不審者・不審物を発見した際は営業所に速報するよう周知
- ・ 京都駅大型モニター及び京都駅前電光掲示板における「テロ対策強化中！」の情報発信
- ・ バス車内に掲出する交通局ニュースにおいて、「テロ対策強化中！」の情報発信
- ・ 日頃から情報連携を行っている京都駅北口広場管理組合や地下鉄など、関係機関との連絡体制の確認

#### ▶ 事態に直面した場合の対応策

- ・ 不審物を発見した場合には、手を触れられないようお客様に指示し、速やかに避難させるとともに、警察に連絡し、その指示に従って対応
- ・ 営業中の車内において緊急事態が発生した場合には、お客様の安全の確保を最優先に対応



バス車内に掲出しているポスター



警戒活動時に着用している腕章

## (参考) 熱中症対策の実施

### <取組内容>

近年の平均気温の上昇に伴い夏期の気温は以前と比較し高温となっていることから、職員やご乗車のお客様の体調管理に配慮した取組を行っています。

#### ▶ 運転士への対応

乗務中の水分補給については、これまで夏季期間（6月～10月）に認めていましたが、令和7年4月1日から通年で認めることとしています。

#### ▶ ご乗車のお客様への対応

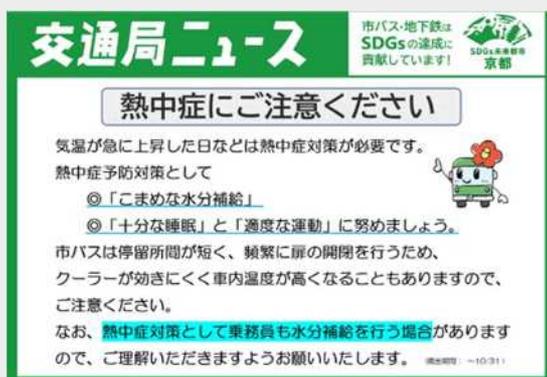
市バスにご乗車のお客様に対し、熱中症対策が必要な時期（概ね6月～10月）においては、バス車内に交通局ニュースで熱中症に気をつけていただくよう啓発を実施しています。

#### ▶ 連絡体制や手順の確認

令和7年6月1日から職場における熱中症対策の法改正を受けて、熱中症等の事案が発生した際の連絡体制や応急処置の実施手順を作成し、職員に周知することで健康障害防止を図っていきます。

#### ▶ 非乗務員への対応

屋外で警戒案内業務等に従事する非乗務員について、熱中症などの体調管理に配慮を促すとともに、令和7年7月から空調服を導入することとしています。



お客様に向けた啓発



非乗務員が着用する空調服

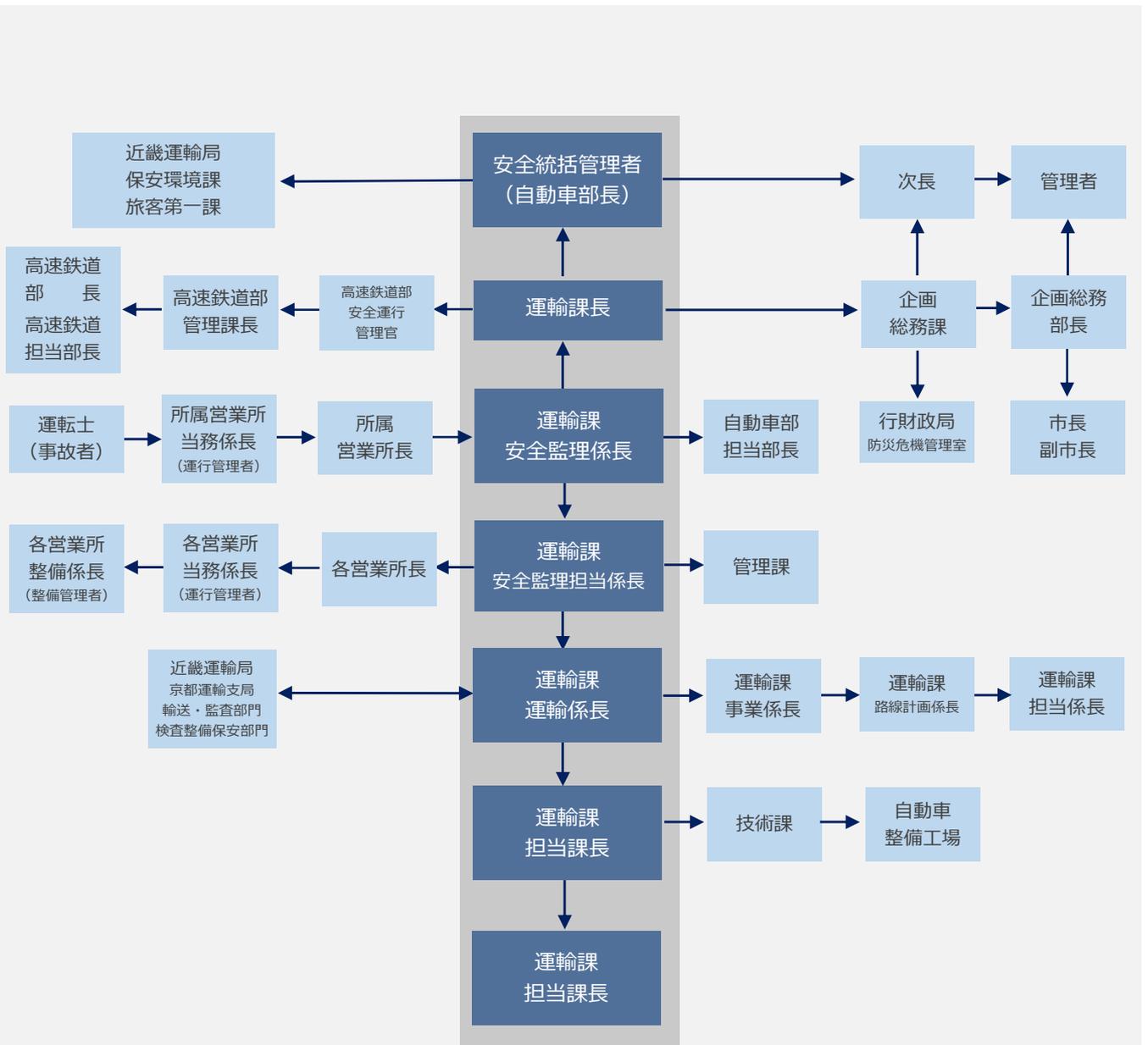
## 9 輸送の安全のための予算

### ◆令和7年度予算

項目	予算額
研修・講習など安全運転推進費用	40,304千円
施設・車両安全対策費用 車体更新、保守点検、設備保守点検修理、 誘導・警備・警戒等	377,933千円
合計	418,237千円

# 10 事故、災害等に関する報告連絡体制

## ◆緊急時の連絡体制



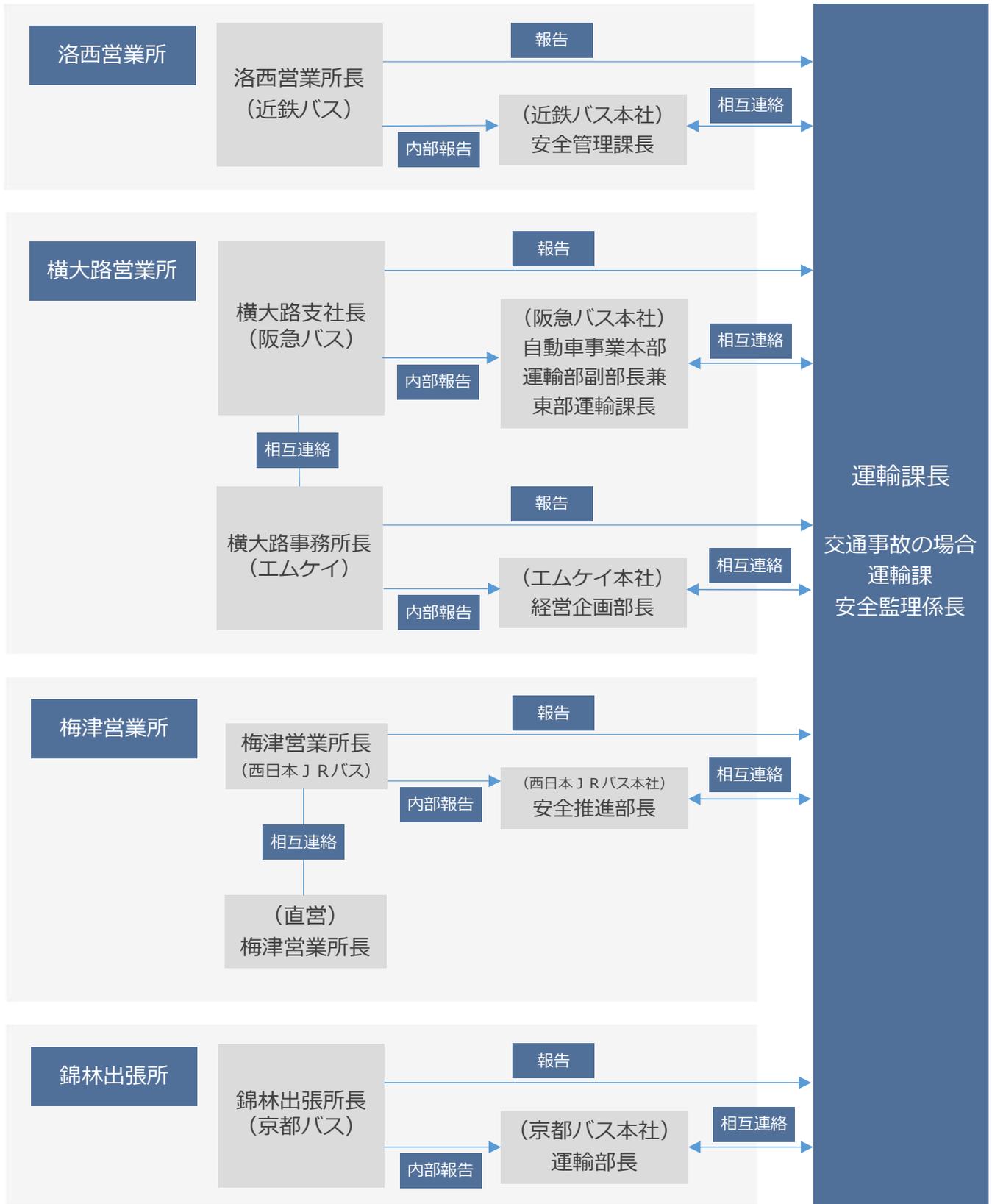
直 営 営業所
西賀茂
烏 丸
九 条
梅 津

委託先 営業所	委託先 会 社
錦 林	京都バス
梅 津	西日本 JRバス
洛 西	近鉄バス
横大路	阪急バス
	エムケイ

※ 警察への連絡・通報は、事件及び事故が発生した部署から速やかに行い、その後、自動車部運輸課に報告。

警察、発生部署、運輸課で緊密な連絡協調体制を確立する。

## ◆緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



# 11 安全管理規程

## 「京都市乗合自動車安全管理規程」

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

**第2条** この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条** 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

**第4条** 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

#### (輸送の安全に関する目標)

**第5条** 局は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

#### (輸送の安全に関する計画)

**第6条** 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### (局長等の責務)

**第7条** 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

#### (組織)

**第8条** 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

**第9条** 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

**第10条** 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

**第11条** 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

**第12条** 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

**第13条** 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

- 2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

**第14条** 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

**第15条** 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

**第16条** 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方針を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

**第17条** 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
  - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
  - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
  - (5) 輸送の安全に関する重点施策
  - (6) 輸送の安全に関する計画
  - (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
  - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
  - (9) 安全統括管理者
  - (10) 安全管理規程
  - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
  - (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

**第18条** 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 【輸送の安全にかかわる情報の公表】

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（概要版）

(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項関係)

- ① 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項とします。
  - ・輸送の安全に関する基本的な方針
  - ・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
  - ・事故に関する統計
- ② 安全管理規定等の届出が義務付けられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項とします。
  - ・安全管理規程
  - ・輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置
  - ・輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
  - ・輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
  - ・輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
  - ・安全統括管理者に係る情報(一般貸切旅客自動車運送事業者については、下記二項目を追加で公表すべき事項とします。)
  - ・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
  - ・事業用自動車に係る情報
- ③ 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣に対し、上記①及び②に掲げる事項について、電磁的方法により報告を行うものとします。



京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau